

# 令和7年度埼玉県推奨候補図書募集要項（出版社用）

## 1 対象

別添「埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抄）」に該当すると認められる図書であって、原則として発刊後1年3か月以内のものを対象とします。（令和6年1月以降発刊のもの）

ただし、以下の図書は対象から除きます。

- (1) 全国学校図書館協議会が読書感想文コンクールの課題図書として選定した図書及び同協議会が読書感想画中央コンクールの指定図書として選定した図書
- (2) 埼玉県学校図書館協議会の夏休み及び冬休みの推薦図書
- (3) 学習のために刊行された図書
- (4) 特定の政党、宗教団体、企業、主義主張等を支持、あるいは宣伝することを目的とした図書
- (5) 推奨時点において、入手困難になる恐れのある図書
- (6) 過去に埼玉県推奨図書として推奨された図書
- (7) 賞（例：芥川賞、直木賞、本屋大賞）を受賞した図書等広く周知されている図書

## 2 推奨候補図書の対象区分

- (1) 乳幼児向け
- (2) 小学校1・2年生向け
- (3) 小学校3・4年生向け
- (4) 小学校5・6年生向け
- (5) 中学生向け
- (6) 高校生・青年向け

## 3 推奨候補図書の応募方法（手順）

- (1) 応募様式「推奨候補図書一覧（エクセルファイル）」を埼玉県ホームページ上よりダウンロードし、必要事項を記入してください。

様式は、[埼玉県HP](#) → [文化・教育](#) → [青少年](#) → [埼玉県推奨図書](#) で検索  
または、<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0307/jourei/yu-ryou.html> を入力して、

[出版社様向け様式（エクセルファイル）](#) をダウンロードしてください。

- (2) 入力したエクセルファイルを埼玉県県民生活部青少年課（担当：横山）まで電子メールで送信してください。

メールアドレス [a2905-01@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2905-01@pref.saitama.lg.jp)

(3) 応募した推奨候補図書の見本図書（一冊）を「埼玉県書店商業組合事務局」に送付してください。

【宛先】〒330-0061 さいたま市浦和区常盤9-19-3  
埼玉書籍株式会社内埼玉県書店商業組合事務局  
電話 048-833-3321

#### 4 応募期限

- (1) 推奨候補図書一覧（エクセルファイル） 令和7年3月3日（月）必着  
(2) 推奨候補図書の見本図書（一冊） 令和7年3月14日（金）必着

#### 5 推奨図書公表時期（予定）

令和7年10月上旬

#### 6 留意事項

- (1) 上・中・下などに分かれている「続きもの」については、全作品がそろった時点で応募できるものとします。ただし、内容が一巻ずつ読み切りになっている作品は、一巻ずつ応募できます。
- (2) 以下の図書は例年応募が少ないため、積極的な応募をお願いします。
- ①中学生向け、高校生・青年向けの図書
  - ②郷土や伝統を愛し、それらの良さを認識するのに役立つ図書  
（「埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抄）」）
- (3) イ
- (3) 過去に応募したものの推奨に至らなかった図書の再応募は御遠慮ください。

#### 7 お問い合わせ

この件に関するお問い合わせは、下記担当までお願いいたします。

担 当	埼玉県青少年課 健全育成支援担当 横山 大輔
住 所	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
電 話	048-830-2907
F A X	048-830-4754
メール	a2905-01@pref.saitama.lg.jp

## 「埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抄）」

(昭和58年10月1日 施行)

(平成16年1月20日 改定)

(平成29年2月9日 改定)

(令和元年9月12日 改定)

埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）  
第10条の規定に基づく優良な図書等、映画及び演劇の推奨の認定基準は、次のとおりとする。

## (1) 豊かな人間性を養う

ア 思いやりや社会性、倫理観や正義感などを養うもの

イ 「生命の大切さ」の心情や意識を高めるもの

ウ 社会の一員としての自覚を高め、社会参加の精神を養うもの

エ 言葉、表現等に親しみ、楽しむことで情操を高めるもの

## (2) 生きる力を育む

ア 思考力、判断力、創造力、問題解決能力などを育むもの

イ 人間としての在り方生き方を考えるきっかけとなるもの

## (3) 知識・教養を深めるもの

ア 自然や科学、スポーツ、文化芸術などへの興味関心を高め、理解を深めるもの

イ 郷土や伝統を愛し、それらの良さを認識するのに役立つもの

ウ 国際感覚を養い、国際理解に役立つもの

エ 多様性を理解し、共生意識を高めるもの

オ 健やかな発達・成長のため、基本的な生活習慣や態度を養うもの

## (4) その他

ア その他青少年の健全育成に特に役立つもの